

京都府公立大学法人教職員採用等規程

平成 20 年 4 月 1 日

京都府公立大学法人規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 24 条の規定に基づき、教職員の採用及び昇任に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に教職員でない者を教職員の職に採用することをいう。
- (2) 昇任 現に採用されている教職員を上位の職に任命することをいう。

(採用の根本基準)

第 3 条 いかなる場合においても、平等取扱いの原則及びこの規程に定める一般的基準に違反して、教職員の採用を行ってはならない。

- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、教職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 京都府公立大学法人において懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(教員の採用及び昇任)

第 5 条 就業規則第 2 条に定める教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

- 2 教員の採用及び昇任に係る選考は、学長の申出に基づき、理事長が行う。
- 3 教員の採用及び昇任に係る選考に関して必要な事項は別に定める。

(職員の採用及び昇任)

第 6 条 就業規則第 2 条に定める職員（以下「職員」という。）の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

- 2 前項に規定する選考により採用及び昇任を行うことができる職は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 京都府公立大学法人組織規則（京都府公立大学法人規則第 1 号）第 9 条、10 条及び 11 条に規定する係長以上の職又はこれに相当するものと理事長が認める職
 - (2) 国又は人事委員会を置く地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と理事長が認めるもの
 - (3) 国家公務員の職、人事委員会を置く地方公共団体に属する職又は公共企業体に属する職に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と理事長が認

めるもの

- (4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と理事長が認めるもの
 - (5) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないと認められ、又は職務と責任の特殊性により職務遂行の能力について順位の判定が困難であると認められる資格免許職等の職
 - (6) 理事長が採用試験によることを不適當と認める職
 - (7) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と理事長が認める職
 - (8) 職務と責任の特殊性により職務遂行の能力について職員の順位の判定が困難であると理事長が認める職
- 3 職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考に関して必要な事項は別に定める。

(臨時的採用を行うことができる場合)

第7条 理事長は、緊急の場合、臨時の職に関する場合等次の各号に掲げる場合においては、現に教職員でない者を1年を超えない期間で臨時的に採用することができる。この場合において、その採用は1年を超えない期間で更新することができるものとする。

- (1) 災害その他重大な事故のため、その教職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
 - (2) 臨時的採用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
 - (3) その他理事長が必要と認める場合
- 2 臨時的採用は、正式採用に際して、いかなる優先権を与えるものではない。

(試用期間)

第8条 就業規則第8条第1項に定める試用期間は、その採用の日から起算するものとする。

- 2 前項の試用期間中の教職員を他の職に任命した場合には、その試用期間は引き続くものとする。
- 3 教職員が試用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその試用期間を延長するものとする。ただし、試用期間の開始後1年を超えることはできない。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（規程第8－1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（規程第8－2号）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。